

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 8 号

地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人法施行条例（平成16年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会の組織)</p> <p><u>第 3 条 法第11条第 1 項の規定により設置する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員 5 人以内をもって組織する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(委員長)</p> <p><u>第 4 条 [略]</u></p> <p>(専門委員及び臨時委員)</p> <p><u>第 5 条 [略]</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第 6 条 [略]</u></p>	<p><u>(委員会の所掌等)</u></p> <p><u>第 3 条 法第11条第 1 項の規定により設置する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>(1) 法第26条第 1 項の認可について知事に意見を述べること。</u></p> <p><u>(2) 法第28条第 1 項の評価（同項第 2 号の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関するものを除く。）について知事に意見を述べること。</u></p> <p><u>2 委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。</u></p> <p>(委員会の組織)</p> <p><u>第 4 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(委員長)</p> <p><u>第 5 条 [略]</u></p> <p>(専門委員及び臨時委員)</p> <p><u>第 6 条 [略]</u></p> <p>(会議)</p> <p><u>第 7 条 [略]</u></p>

(委員会の庶務)

第7条 [略]

(委員長への委任)

第8条 [略]

(重要な財産)

第9条 [略]

(委員会の庶務)

第8条 [略]

(委員長への委任)

第9条 [略]

(重要な財産)

第10条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。